

すわ光昭 県政だより

発行 者
県民クラブ・公明 大町支部
支部長：諏訪光昭

〒398-0002 大町市大町(下仲町)4067
TEL：0261-23-7460 FAX：0261-23-7461



6月議会総務企画警察委員会

ごあいさつ

日頃から、長野県議会の活動に対しまして、温かなご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。はじめに、今月3日に発生いたしました「令和2年7月豪雨」は、九州の熊本県を中心に被害が拡大するとともに、更に8日には、岐阜県と長野県、そして大町市内でも大雨による被害が発生し、全国で70名の方々の尊い命が犠牲となるなど、甚大な災害となってしまいました。

長野県におきましても、昨年10月の台風19号の復旧に向けて取り組んでいる最中ではありましたが、新たに被害が発生したことは大変残念であります。今回の豪雨により、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興に全力を尽くす所存であります。

さて、新型コロナウイルスは、世界全体での感染者数は1,400万人を超え、死者数も約60万人となり、未だ世界的に猛威を振るい感染拡大が続いております。

日本国内においても、この7月は、4月のピーク時に迫る勢いで、再び感染が拡大しており、長野県におきましても、感染者が80人を超える状況となり、今後も、外出に際しては、「人との接触機会の低減」、「人と人との距離の確保」、「会話時のマスク着用」、「訪問先での換気の徹底」などを行い、「三つの密」を避けて感染防止に努めていただくとともに、国や県の正確な情報に基づいて、冷静な行動をお願い申し上げます。

このような中、県議会では、6月県議会定例会において、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例を可決し、7月9日に施行いたしました。

この条例の制定にあたりましては、県議会として、さまざまな議論の末、まん延を防止するために協力を求める時期や経済的な支援のあり方等、議会の審議の中で明らかにされた事項について整理し、対策に反映するとともに、あらかじめ、県民に分かりやすく示すこと。また、第5条第2項に規定する「検査及び調査に関する体制の充実」により、確実かつ迅速に検査を実施するとともに、クラスター発生に対し、的確に対応できる体制を構築することを付帯決議とし、可決いたしました。

今後は、このガイドラインに沿って、県民の皆様の命と健康を守るために、しっかりと対策を進めていくとともに、対策により影響を受ける皆様に寄り添った支援に努めてまいりますので、県民の皆様の引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

長野県議会議員 諏訪 光昭

県議会令和2年6月定例会(会期：6月18日～7月3日)の報告

令和2年6月定例会が開催され、知事から令和2年度一般会計補正予算と、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の制定及び特別職・一般職・警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案などの議案が提出されました。本会議での一般質問や委員会では、提出議案の他、様々な課題についても活発に議論しました。

審議の結果、新型コロナウイルス感染症への対応や令和元年度東日本台風災害からの復旧・復興に重点を置いて編成された総額648億8,349万余の一般会計補正予算案など、知事提出議案54件を原案のとおり可決、同意または承認しました。
また、6件の議員提出議案が原案通り可決されました。

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例について

今回制定した長野県新型コロナウイルス感染症対策条例については、新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止を図り、もって県民の生命及び健康を保護し、並びに県、県民、事業者等が協力して安全で安心な県民生活を維持するため感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の基本となる事項を定めたものです。

【条例の概要】

(1) 条例対策本部

条例に基づく県対策本部を設置する。
(法定の対策本部がないときに限る。)

(2) 基本の方針の策定

県対策本部(条例対策本部又は法定の対策本部)が基本の方針を策定する。

(3) 感染症対策の実施等

基本の方針に基づく感染症に関する施策の周知等、医療提供体制の強化、その他必要な対策を実施する。

(4) 協力の求め等(COVID-19に限る)

県対策本部の長が、感染症のまん延を防止するため、外出自粛

その他感染防止に必要な協力及び施設の休業その他必要な措置について検討をするよう協力を求める。

(※ 協力の求めは必要最低限、罰則規定なし)

(5) 県民等に対する措置

県は、感染症のより生活又は経済活動に影響を受ける県民等に対し、相談体制の充実、経済的な支援その他の必要な措置を講ずる。

(6) 意見の聴取

(4)の協力の求めを行う場合等は、市町村の長を代表する者及び新型コロナウイルス感染症等に関する専門的な知識を有する者などの意見を必ず聴くことを定めます。

(7) 議会への報告

(4)の協力の求めを行うこととした場合等は、議会へ報告する。

(8) 患者及び医療関係者等への配慮

県民等は、患者及び医療関係者等、何人に対しても、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。

(9) 検討

県が、条例の施行後2年以内を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることを定める。

令和2年度6月補正予算のポイント

新型コロナウイルス感染症への対応として、国の補正予算を最大限に活用し、「新しい生活様式」への移行や第2波・第3波への備えを進めつつ、県内経済の再生や暮らしへの支援、児童生徒等の学びの保障に取り組むとともに、令和元年度東日本台風災害からの復旧・復興に重点を置いています。

＜補正予算額＞ 一般会計 648億8,349万7千円
 (新型コロナウイルス感染症対応予算 612億2,719万7千円)

＜主な内容＞

新型コロナウイルス感染症への対応

医療・福祉提供体制等の更なる強化(第2波・第3波への備え)

- ・感染拡大防止と地域医療体制等の維持・強化に向け、必要な設備整備や空床確保を支援
- ・社会福祉施設でのサービスを維持するため、感染拡大防止策や応援職員の派遣を支援
- ・医療・福祉に従事する方に慰労金を支給するほか、特殊勤務手当を充実する医療機関等に助成し、医療従事者等を支援
- ・妊産婦の安心を確保するため、相談体制を強化するほか分娩前の検査費用を公費で負担

県内経済の再生・暮らしへの支援

- ・地域における消費喚起により事業者を応援するため、市町村によるプレミアム付き商品券の販売等を支援
- ・全国からの誘客を促進するため、二泊り、宿泊旅行の割引や観光プロモーションを実施
- ・中小企業融資制度資金の融資可能額を拡大し、資金繰りへの支援を強化
- ・地域振興局内の「就業支援デスク」の体制強化等により、失業者等の就業や正規雇用化を支援
- ・ひとり親世帯を支援する臨時特別給付金を支給するほか、生活就労支援センターの体制を強化

「新しい生活様式」への移行支援

- ・観光関連等中小企業者がグループで行う生産性向上に向けた新たな取り組みを支援
- ・顧客と密接を避けることが難しい理容業等の小規模事業者やバス・タクシー事業者、山小屋の感染防止策を支援

児童・生徒等の学びの保障

- ・臨時休業分の補習等を行う学習指導員の追加配置や遠隔授業の導入等を推進

令和元年東日本台風災害からの復旧・復興

- ・被災した園芸施設や農業用機械等の復旧を市町村と協調して支援
- ・災害の教訓を伝承し、防災教育等に活用するデジタルアーカイブを構築

●観光振興

台風災害の影響やさらなる観光振興対策等について議論しました。

■議員の質問

台風19号の影響による長野県全体の風評被害を払拭するとともに、観光需要をさらに喚起するための積極的なPRや工夫されたプロモーション活動などの対策が必要であると考えますが、いかがか。

●知事・部長答弁

県では、発災直後から県公式観光サイト「Go NAGANO」などを通じ、観光施設の状況などを国内外に向け正確な情報発信に努めてきたが、観光需要の早期回復を図るため、「がんばろう信州！観光キャンペーン」を展開することとし、宿泊のキャンセル分を早期に回復するため「長野県ふっこう割」の実施やプレゼント付き宿泊キャンペーンなどに取り組んでいく。

また、首都圏で各種媒体を活用した情報発信を行うとともに、農産物などの県産品の販売とも協働した観光PRなどを行い、切れ目ないプロモーションを地域と取り組み観光需要を最大限喚起していく。

●地域医療の推進

地域医療における今後の課題や支援等について議論しました。

■議員の質問

地域医療を持続的に提供していくためには、地域の実態を的確にとらえた上で、医療機関の機能や役割の分化・連携を進めていくことが必要と考えるが、今後の課題と方向性についてどのように考えているか。

●知事・部長答弁

人口減少・少子高齢社会が進展する中、医療を取り巻く環境が変化し、県民が安心して医療を受けることが困難になることが懸念されることから、限られた医療スタッフや医療施設などの資源を有効活用したり、医療機能の役割分担を進めたりすることにより持続可能な医療提供体制を構築していくことが課題であると考えている。

医療が直面している課題を県民や関係者としてしっかり共有しつつ、関係者の議論を深めていくためには、地域の医療ニーズや従事する意思のみえる化を行うとともに、医療機関の役割に応じた医療スタッフの養成や派遣、財政的な支援に取り組んでいきたい。

令和2年度6月定例会「総務企画警察委員会」の議論の概要

県政は、財政・教育・福祉など色々な分野にわたっているのので、議員はより詳しく調査及び審査をするために6つの常任委員会に分かれて活動します。私は、今年度「総務企画警察委員会」に属しています。「総務企画警察委員会」は、県行政の総合的な企画調整、地域振興、県財政の状況、犯罪・交通事故・少年非行の防止などについて調査や議案等の審査をしています。

6月5日、北朝鮮による拉致事件被害者家族連絡会の初代代表である、横田滋さんがご逝去されました。横田さんのご冥福をお祈りするとともに、御家族の皆様方にお悔やみを申し上げます。

長野県議会においては、昨年12月、「拉致問題早期解決促進議員連盟」を立ち上げました。関係する皆さんと一緒に拉致問題解決に向けて取り組まなければいけないと

いうことを改めて確認し、思いを強くしてきます。現在、日本政府が認定している拉致被害者は12件17名ですが、それと同時に、北朝鮮に拉致された可能性が排除できない方が876人いると承知しています。長野県内に認定拉致被害者はいないものの、拉致された可能性が排除できない行方不明者がいるということなので、県内におけるこうした行方不明者の数と、行方不明になった時の状況について長野県警察としての現在の捜査状況について伺った。

長野県警察において、北朝鮮による拉致の可能性が排除できない事案として捜査・調査を行っている方は9名。続いて行方不明になった状況であるが、当該9名のうち、御家族の同意が得られた5名の方については、当県警及び警察庁のウェブサイトにも、事案概要や本人の写真等を掲載していると答弁。

新型コロナウイルス感染症の山岳遭難救助活動への影響については、感染の可能性が否定できない遭難者に防護服、マスク、ゴム手袋を装着して救助した最近の事例等が報告され、今後も感染防止対策を徹底した上で、安全かつ迅速な救助活動を行い、信州の山の安全を確保していくとの答弁。

新型コロナウイルス感染症の影響による県税収入の減少が懸念される中、今後の財政運営について、県民の暮らしや経済再生を念頭に置きながら、国の地方財政対策の状況を見極め、持続可能な財政運営に取り組んでいくとの答弁。

県全域でデジタル技術を活用して業務プロセスを改変するデジタルトランスフォーメーションを推進するための「長野県DX戦略案」については、具体的な行動の検討が必要、県民のIT能力の向上も重要などの意見が出されました。

このほか、FDAの運行経費への支援や、しなの鉄道の借入金に対する損失補償などについても質疑がありました。